

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	うるま市母子及び父子家庭等医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

うるま市は、母子及び父子家庭等医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

沖縄県うるま市長

公表日

令和6年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子及び父子家庭等医療費助成に関する事務
②事務の概要	うるま市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例(平成25年うるま市条例第47号。以下「条例」という。)に基づき、一定の支給要件を満たした母子及び父子家庭等に対し医療費の一部を助成しており、本業務の実施に関し、特定個人情報ファイルを下記の通り使用する。 ①条例第5条に規定する受給者証の交付申請等の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務
③システムの名称	1 総合福祉WEL+ひとり親医療 → 総合福祉システムKKCWEL+ 2 番号連携サーバー 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子及び父子家庭等医療費助成情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	*行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。)(以下「番号法」という。)法第9条第2項 うるま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 なし 【情報照会】 番号法第19条第9号 別表の8の項、56の項、65の項 条例第4条 別表第2の7の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	うるま市役所 こども未来部 こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	うるま市役所 総務部 総務政策課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL:098-972-0606
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	うるま市役所 こども未来部 こども家庭課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL:098-972-4982
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認や上長による最終確認等を行い当該確認作業を実施している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者等への教育研修及び事務取扱者の適切な監督を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月18日	対象人数 いつの時点の計数か	令和1年7月26日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和2年6月18日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年7月26日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和3年6月9日	I 1. システムの名称	Acrocity児童扶養手当	総合福祉WEL+ひとり親医療	事後	
令和3年6月9日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第14号	番号法第19条第7号 別表第2の65項	事後	
令和3年6月9日	II 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	1000以上1万人未満	事後	
令和3年6月9日	対象人数 いつの時点の計数か	令和2年5月1日時点	2021/6/1	事後	
令和3年6月9日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年5月1日時点	2021/6/1	事後	
令和4年6月24日	I 5. ①部署	うるま市役所 こども部 児童家庭課	うるま市役所 こども未来部 こども家庭課	事後	組織改編
令和4年6月24日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連	うるま市役所 こども部 児童家庭課	うるま市役所 こども未来部 こども家庭課	事後	組織改編
令和4年6月24日	II 1. 対象人数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年6月24日	II 2. 取扱者数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和5年6月16日	I 5. ②所属長の役職名	課長 宮城 則子	こども家庭課長	事後	
令和5年6月16日	I 7. 請求先	総務部 総務課	総務部 総務政策課	事後	機構改革のため
令和5年6月16日	II 1. 対象人数	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和5年6月16日	II 2. 取扱者数	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和5年9月25日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	第4条 別表第1第1の5の項	第4条 別表第1の5の項	事後	
令和5年9月25日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第2の65項	【情報照会】 番号法第19条第9号 別表第2の9の項、57の	事前	
令和6年12月25日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	1 総合福祉WEL+ひとり親医療 2 番号連携サーバー 3 中間サーバー	1 総合福祉WEL+ひとり親医療 → 総合福祉システムKKCWEL+ 2 番号連携サーバー 3 中間サーバー	事前	
令和6年12月25日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】なし 【情報照会】番号法第19条第9号 別表第2の9の項、57の項、65の項 条例第4条 別表第2の7の項	【情報提供】なし 【情報照会】番号法第19条第9号 別表の8の項、56の項、65の項 条例第4条 別表第2の7の項	事後	